

令和 6 年 9 月 1 3 日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～建設業法違反行為～

北海道開発局は、アイリスチトセ株式会社が建設業法に違反したことにより、営業停止処分を受けたことから、指名停止 2 か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 3 号に該当）

アイリスチトセ株式会社は、札幌市ほか 5 件の工事において、建設業法第 26 条第 2 項の規定に違反し、監理技術者を配置していなかったことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 6 年 7 月 26 日、建設業許可部局である宮城県知事から監督処分（営業停止 22 日間）を受けたことから、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
アイリスチトセ株式会社	宮城県仙台市青葉区北目町 1－13

2. 指名停止措置期間：令和 6 年 9 月 13 日～令和 6 年 11 月 12 日（2 か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第 2 第 1 3 号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 五十嵐 輝（内線 5703）

開発監理部 会計課 上席専門官 長能 章久（内線 5833）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

